

大分市と大分みらい信用金庫の包括連携協力に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と大分みらい信用金庫（以下「乙」という。）は、大分市の地方創生に向けて、相互に連携・協力しながら事業（以下「連携協力事業」という。）に取り組むものとし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が持つノウハウ・情報を取り入れて相乗効果を發揮し、さまざまな分野で連携・協力関係を強化するとともに、連携協力事業を積極的に行うことにより、大分市の地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携協力事業）

第2条 甲及び乙は、本条に定める「連携協力事業」について、連携協力するものとする。

- (1) 地方創生施策に関する事項
- (2) 地域産業活性化の支援に関する事項
- (3) 起業・創業支援等に関する事項
- (4) 地域を担う人材の育成に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携協力事業の実施に伴い、その過程で知り得た情報については甲乙間の承諾を得ないで、他に漏らしてはならない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれも異議がない場合は、さらに1年間継続更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 連携協力事業の具体的な内容及びその他必要な事項については、別途甲及び乙が協議して決定する。

この協定締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙が署名押印のうえ、それぞれの1通を保有するものとする。

平成27年12月17日

（甲） 大分県大分市荷揚町2番31号

大分市

大分市長

佐藤樹一郎



（乙） 大分県別府市駅前本町1番31号

大分みらい信用金庫

理事長

関 啓二

